

**第20回アジア競技大会選手村施設計画作成等業務委託
受託者募集要領**

1 業務概要

(1) 業務名

第20回アジア競技大会選手村施設計画作成等業務委託

(2) 業務内容

第20回アジア競技大会選手村施設計画作成等業務委託特記仕様書のとおり

(3) 契約限度額

35,000,000円（消費税相当額を含む）以内

(4) 契約期間

契約締結の日から令和4年3月18日（金）までとする

(5) 支払方法

業務終了後の精算払

2 応募資格

応募の資格者は、次の要件のすべてを満たす法人その他の団体とする。

- (1) 令和2・3年度入札参加資格者名簿「測量・設計・建設コンサルタント等業務」（愛知県建設局・都市整備局・建築局）に登録されている者であること、又は、令和元・2年度名古屋市競争入札参加資格審査の申請区分「測量・設計」申請業種「建設コンサルタント」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 愛知県又は名古屋市から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置を企画提案書受付期間に受けていないこと。
- (4) 「愛知県が行う契約からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置の期間がない者であること、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと、「名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）」に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 愛知県内に本社、支社又は営業所を有し、公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会との緊密な連絡体制が構築できること。
- (7) 「第20回アジア競技大会選手村後利用事業者募集」の応募者等（代表法人、構成員、協力法人、その他事業に携わる者）にならないこと並びに応募者となる者

と資本面又は人事面において関連があるものでないこと。また、応募者となる者が提出する提案書類の作成に携わっていないこと。

3 企画提案

(1) 提出書類

ア 別紙「第20回アジア競技大会選手村施設計画作成等業務委託企画提案書作成要領」に基づき、以下の書類を作成・提出すること。

- ・提案応募書（様式1）
- ・業務実施体制（様式2）
- ・業務提案書（様式任意）
- ・支出計画書（経費見積書）（様式任意）
- ・会社の概要が分かる資料（パンフレット等）

イ アの書類のほか「社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式3）」及び必要な添付書類を作成・提出すること。

(2) 提出期限

令和3年2月3日（水）午後5時まで（必着）

(3) 提出先

〒460-0001

名古屋市中区三の丸三丁目2番1号 愛知県東大手庁舎4階
公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会 事業課

(4) 提出方法

上記提出先に持参、郵送（配達証明に限る）又は宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）により提出すること。

※その他の方法（ファクシミリ、電子メール等）による提出は不可

(5) 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

4 説明会の開催

(1) 開催日時

令和3年1月15日（金） 午前9時から順次開始予定

※事業者ごとに説明会を開催するため、参加申込者には、令和3年1月14日（木）午後5時までに、説明会開始時間の案内メールを送付する。

(2) 実施場所

名古屋市中区三の丸三丁目2番1号 愛知県東大手庁舎4階（404会議室）

(3) 参加申し込み方法

参加希望者は、令和3年1月14日（木）正午までに以下の電子メールへ申し込みの連絡をすること。

E-mail : ainagoc-jigyo@aichi-nagoya2026.org

なお、タイトルは「第20回アジア競技大会選手村施設計画作成等業務委託事

業者説明会参加申込」とし、本文中に、①貴社名・所属、②参加者氏名（1社2名までとする。）、③連絡先（電話、電子メールアドレス）を記載すること。

（注）説明会への出席は応募の必須条件ではないが、可能な限り出席すること。

5 応募に関する問合せについて

（1）提案内容に関する問合せについて

企画提案の内容に関わる問合せについては、4に示す説明会又は説明会終了後の令和3年1月20日（水）午後5時まで電子メール（E-mail：ainagoc-jigyo@aichi-nagoya2026.org）で受け付ける。

回答については、説明会にて行うが、後日回答する必要が生じた問合せや説明会終了後に電子メールで受け付けた問合せと併せて令和3年1月22日（金）までに質問者に電子メールで回答するとともに、組織委員会ホームページ（<https://www.aichi-nagoya2026.org>）で公表する。

（2）事務手続等に関する問合せ先について

公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会 事業課
電話：052-746-9106（ダイヤルイン）
E-mail：ainagoc-jigyo@aichi-nagoya2026.org

6 審査方法等

（1）選定手順

ア 提出された企画提案書について、第20回アジア競技大会選手村施設計画作成等業務委託受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、プレゼンテーションを実施のうえ選定する。

イ 応募者が5者を超える場合は、組織委員会において書面審査を行い、上位5者をプレゼンテーションの対象とする。その場合、書面審査の結果は、確定後、速やかに企画提案者全員に通知する。

ウ プレゼンテーションの際に追加資料を配布することは認めない。

（2）プレゼンテーション（選定委員会）

提出された企画提案書について、選定委員会において審査を行い、最も優れた提案者を受託候補者とする。プレゼンテーションの日時及び場所については、別途連絡する（令和3年2月5日（金）予定）。

（3）審査基準

審査は、以下の審査基準に基づき、提案者の能力及び提案内容の各面から以下の項目を総合的に評価するほか、社会的価値の実現に関する取組状況を評価する。

審査項目		配点
業務実施体制	■会社の業務履歴 <ul style="list-style-type: none"> ・本業務と類似する業務に関する実績を有しているか。(実績の有無、件数) 	10点
	■統括責任者・業務担当者の履歴・実績等 <ul style="list-style-type: none"> ・統括責任者・担当に相応の職員(職位の高い職員)を配置しているか。 ・業務の遂行に必要なかつ十分な人員(適正な人員数)が割り当てられているか。 ・本業務を実施するために必要なスキルやノウハウ、広範な専門的知見等があるか。 	20点
提案内容	■業務実施スケジュール <ul style="list-style-type: none"> ・工程ごとに具体的な作業が明記され、実現性のあるスケジュールが適切に示されているか。 	10点
	■後利用事業者募集の評価に係る参考資料の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的を十分に理解したうえで、適切な評価につながる基本的な考え方が具体的に示されているか。 ・参考資料のイメージが分かりやすい内容であるか。 	15点
	■選手村施設計画(案)の作成(前提条件整理) <ul style="list-style-type: none"> ・選手村の整備スキームや選手村機能を十分に理解しているか。 ・基本的な考え方が具体的に示され、実現性のある内容となっているか。 	20点
	■選手村施設計画(案)の作成(基本計画図書などの作成) <ul style="list-style-type: none"> ・「配置・ゾーニング・動線」、「後利用施設の一時使用」、「仮設施設」及び「コスト縮減」について、それぞれ配慮事項が具体的に示されているか。 ・上記の配慮事項が効果的・効率的な選手村整備・運営につながる内容となっているか。 	20点
■社会的取組に関する評価項目 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けているか。 ・障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成しているか。(障害者雇用状況の報告義務がない事業主である場合も加点対象とする。) ・女性の活躍促進宣言を提出しているか。 ・名古屋市女性の活躍推進企業の認定・認証を取得しているか。 ・あいち女性輝きカンパニーの認証を受けているか。 ・えるぼし認定を受けているか。 ・愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けているか。 ・あいっこ家庭教育応援企業賛同書を提出しているか。 ・名古屋市ワーク・ライフ・バランス推進企業の認証を受けているか。 ・あいちエコモビリティライフ推進協議会に加入し、エコ通勤優良事業所の認証を受けているか。 ・愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録を受け、活動報告書を提出しているか。 		5点
合計		100点

(4) 結果通知

審査結果については、全ての応募者に対し、後日、書面で通知する。

(5) 契約

受託候補者と契約に向けた調整や手続等を経た上で、随意契約を行う。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉する。

(6) その他

選定委員会は非公開とし、審査の経過など審査に関する問合せには一切応じないものとする。また、異議申し立ても一切認めないものとする。

7 注意事項

(1) 応募及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提出書類の作成及び提出、事業者説明会及びプレゼンテーションの出席に必要な経費については、各応募者の負担とする。

(3) 提案された企画提案書は、返却しない。

(4) 要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

(5) 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

(6) 受託後の企画提案書に記載された実施体制（統括責任者、担当者等）の変更は原則認めない。

(7) 企画提案は1事業者あたり1案とする。

(8) 指定する契約限度額を超える支出計画書（経費見積書）の提案があったときは、その者の企画提案は無効とする。

(9) この要領に定めるものの他、選定実施に係る必要な事項は、発注者が定める。

8 スケジュール（予定）

・事業者説明会	令和3年1月15日（金）
・企画提案書提出期限	2月 3日（水）
・受託者選定委員会（受託候補者決定）	2月 5日（金）
・契約締結、事業開始	2月中旬
・契約期間満了	令和4年3月18日（金）